



ベーシック・インカムからみた若者支援(年金)

小沢, 修司

(Citation)

高等教育における経済的負担軽減及び修学支援に係る法・制度・行財政の日韓比較研究2019特別企画, 2

(Issue Date)

2019-09-14

(Resource Type)

conference object

(Version)

Version of Record

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81011881>



ベーシック・インカムからみた若者支援（年金）

小沢修司

20190914

いただいたテーマが「ベーシック・インカムと若者支援（年金）」

若者年金をネットで検索してみた

出てくるのが、若者は年金をどうみているのか、ばかり

年金というと高齢期になり受け取る年金のことばかり

若者が受け取る年金というイメージは全く出てこない

辞書には、「年金」とは「毎年定期的・継続的に給付される金銭のこと」と書かれているのですが……

広井良典さんの「若者基礎年金」構想の先見性、独自性

そこで、「若者基礎年金」構想をベーシック・インカム視点から考えてみたい

1 広井良典氏の若者基礎年金構想

1 「人生前半の社会保障」

広井良典著『持続可能な福祉社会～「もうひとつの日本」構想』（ちくま新書、2006年）

広井さんの主張 「人生前半の社会保障」の重要性

「社会保障をめぐる議論がこれまで圧倒的に高齢者中心であったのはなぜだろうか」

「人生における様々な「リスク」が退職期＝高齢期にほとんど集中していたから」

「その背景には、終身雇用の「カイシャ」と、強固で安定した「(核)家族」という、現役時代の生活保障を強固に支える”見えない社会保障”の存在があった。」

Rodger, J. J. *From a Welfare State to a Welfare Society: The Changing Context of Social Policy in a Postmodern Era*, 2000, Macmillan Press. の指摘

福祉国家の成長がダウンし、長期的失業による格差増大、「オールドと大家族の貧困」から「ヤングと小家族の貧困」への変化が進む

大家族と高齢期の生活苦から若者の失業難と少子化問題へ、貧困の変化

広井さんの慧眼 「人生前半の社会保障」として、
教育と社会保障を結びつけたところにある

教育のイメージ 「未来への積極的な投資」

前向きなイメージ

社会保障のイメージ 病気や貧困、高齢などのリスクに対する防衛的、後ろ向きなイメージ

社会保障の変化の方向 事後から事前へ チャレンジする
機会の保障へ

教育の対象を「前期子ども」から「後期子ども」(30歳まで)
へ拡大 高等教育と雇用保障

「後期子ども」への対応の社会化

2 「若者基礎年金」構想

1.内容:20-30歳のすべての個人に月額4万円程度の「若者年金」を支給(義務教育年限が終了する15歳からとすることもありうる)。

2.財源:以下の組み合わせ

1)退職年金のスリム化(特に高所得高齢者の年金削減。中期的には「厚めの基礎年金 & 報酬比例部分民営化」という方向へ。

2)相続税の強化(→再分配を通じた「機会の平等」の実現)

3)消費税その他一般財源

3.財政規模:約8.1兆円(1696.5万人[20-29歳の人口。2003年]×48万円)

これは現在の年金給付額44.8兆円(2003年度)よりはるかに小さいことに留意

4. 考え方

給付された若者年金の用途は自由だが、生活費、教育費のほか、NPOなど採算の取りにくい「社会的起業」を支援するという側面ももつ。

「人生前半の生活保障」の社会化により、親からの自立を促すという趣旨も

児童手当の延長という意味合いも(「後期子ども」期への対応).....児童手当よりやや給付額が大きいのは、上記「親による扶養」の度合いが小さいため

「ベーシック・インカム」の部分的導入という性格も有する。

基本的なねらいは、「後期子どもの時期における機会の平等の確保」

2 ベーシック・インカム(BI)とはなにか？

「20世紀から21世紀へ ベーシック・インカムのある社会へ向けて」をもとに説明

BIとは？ 図の右上

全ての個人への無条件な(最低)生活所得保障

全ての個人

無条件

定期的

生活に必要な所得保障(支給)

社会保障制度の現金給付部分の置き換え

社会保障と税制の統合(所得控除の廃止)

最低生活費非課税から最低生活費支給へ

資本主義の生活原理と20世紀型福祉国家

「20世紀から21世紀へ ベーシック・インカムのある社会へ向けて」 図の左上

資本主義の生活原理 労働－所得－生活

20世紀型福祉国家

労働－所得－生活

拠出加入 ↓ ↑ 保険給付

社会保障制度

社会保険

中核的制度

公的扶助、福祉給付(税財源)

例外的措置

ミーンズテスト 所得制限 ステイグマ

税 制

男性稼ぎ手モデル

累進課税 所得再分配

所得控除

最低生活費非課税

BIは何者？ 資本主義か社会主義か

資本主義

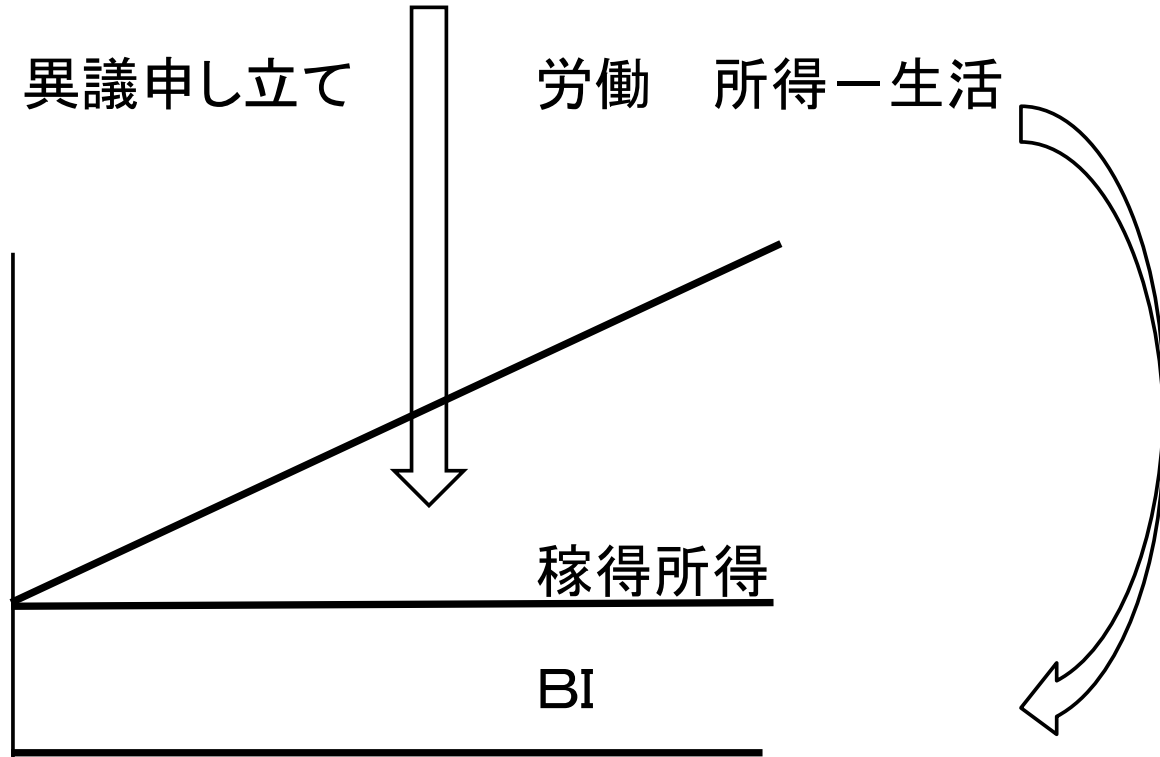
労働力の商品化

労働—所得—生活

BI

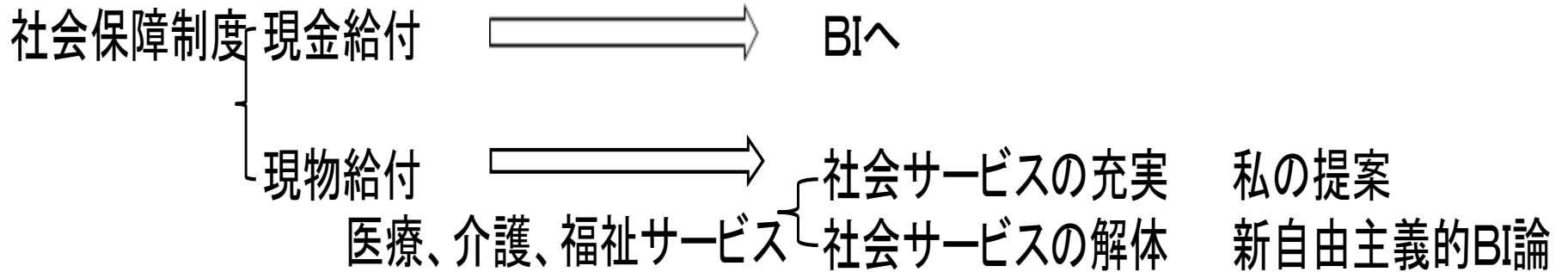
異議申し立て

労働 所得—生活

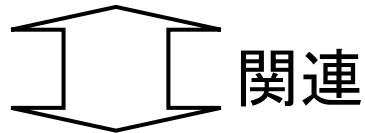


BIは資本主義とも親和性

3 BIと社会サービス



BIの支給水準(額)



現金給付と現物給付(社会サービス)のバランス

現金給付か現物給付かを煽る論点設定

子ども手当！

民主党政権下で2010年4月より実施

当初は月額26,000円を15歳以下の子ども(を扶養する保護者)に支給する予定だった

ただし、財源確保等(?)の理由により13,000円の支給にとどまる

2012年4月以降は、児童手当に戻される

所得制限

支給額 0歳～3歳未満 15,000円

3歳～小学校修了前 10,000円(第3子以降は15,000円)

中学生 10,000円

子ども手当VS保育所の充実(待機児童の解消など)との論点設定

広井「人生前半の社会保障」「若者基礎年金」構想から学ぶこと

現金を給付して「終わり」ではないこと

「後期子ども」への対応の社会化としては、「若者基礎年金」支給だけではなく、現物給付としての「高等教育無償化」、社会サービスとしての就労支援も欠かせない

BIと社会サービス

車の両輪として、BI支給と社会サービスの充実が必要

4 資本主義とBI（資本主義、福祉国家、BI）

「今日機能不全を起こしている社会保障制度の抜本的改革にあたってはBI(現金給付)と社会サービス(現物給付)の充実が必要である」ことを考えるにあたっては、射程の長い歴史的パースペクティブでBI構想を位置づけることが必要

資本主義とBI、さらには、資本主義、福祉国家そしてBI

まずは、社会保障制度と資本主義社会について

資本主義と「人間生活の共同性の解体と再建」との関係に着目

人間の生活を支える社会的システムとして社会保障のあり方は？

「市場経済の発展が共同体を捉え、貨幣経済の浸透による共同体経済の変質が始まるとき、人間生活の共同性は解体されていくが、そのもっとも大きな契機となるのが共同体経済の担い手を賃労働者として市場経済に引き出すこと、すなわち資本主義社会の成立である。それに伴い、従来共同体内で自給的に生産されていたものが、生活に要するもの(商品)を稼得賃金で市場から購入するという形に変化していく。共同体機能の縮小と外部化の進展である。そして、共同体における人間生活の自立性が外部の市場への依存によって失われていく。このとき、人間の生活は、一方では、賃労働として働く機会が安定的に確保されまた生活を維持するに足りる額の賃金が得られるかどうか、他方では、共同体が、あるいは共同体と市場経済を含んだ全体の社会領域が、生活を支える社会システムとして機能するかどうかにかかってくることになる。賃労働者化を不可欠とする資本主義経済発展が、人間の生活を不安定化することに伴い、人間の生活を支える社会的システムとして社会保障が必要となる理由はこのようである。」(拙稿「これからの社会保障とベーシック・インカムの可能性」『経済科学通信』No.111(2006年12月))

就労(労働)と家族(これも共同体である)の安定による「福祉国家」

20世紀における資本主義経済の発展段階が引き寄せた「人間の生活を支える社会的システム」としての社会保障の現れと理解できる

その社会保障制度が、現金給付(所得保障)と現物給付(社会サービス)とから成り立つ

ところで、福祉国家と資本主義については……………

C. オットフェの「福祉国家の矛盾」論

「資本主義は福祉国家とは共存できないが、福祉国家がなければ存在することもできない」

「オツフェは、「資本主義は福祉国家とは共存できないが、福祉国家がなければ存在することもできない」と指摘し「福祉国家の矛盾」を説いた。そのことの意味は、資本主義経済は、原理上、その存続のためには商品的ではない「脱商品化領域」(国家による労働者保護の領域と家族＝共同体の領域)を必要とするにもかかわらず、脱商品化した領域の拡大は市場経済の制約となるというものであるが、就労(労働)と家族の安定という視点に即して敷衍してみると次のようになる。

すなわち、資本主義経済に欠かせない商品化した労働力を労働市場での自由な流通と生産過程での資本による自由な搾取に委ねることは、労働力の消耗、疲弊をもたらすことから、国家の介入による労働者保護が必要となる。また、労働力の再生産は市場経済関係の及ばない家族(共同体経済の領域といえる)の手に委ねることが前提となって行われることになる。こうした、国家による労働者保護(＝「市場が及ばない領域」)と、労働力再生産の家族(＝「市場が及ばない領域」)への依存による「就労と家族の安定」が、資本主義が「福祉国家」を必要とすることの意味であり、資本主義は「福祉国家」がなければ存在することもできないということなのである。

ところが、資本主義経済の発展は、労働者保護の領域であれ家族の領域であれ「脱商品化領域」を絶えず浸食し市場経済の嵐が吹きすさぶ寒風の中に労働者を導き込もうとする。資本の飽くなき蓄積欲求は、グローバル化と情報化が急速に進展していく今日、労働力の流動化、雇用の不安定化、雇用形態の多様化などとともに労働法制の「規制緩和」を促しつつ、営利基盤の拡大を図っている。また、家族(共同体)経済の領域は新たな労働力の補給基地であるとともに市場拡大にとって極めて魅力ある「大地」でもある。女性の労働力化が進み、家族機能の外部化・市場化が進展する。こうしてますます市場経済の及ばない「脱商品化領域」は縮小していき、そのことが「福祉国家」の存立基盤さえ危うくさせる。

資本主義経済の発展が、就労(労働)と家族の安定による「福祉国家」を引き寄せたのであったが、その後の資本主義経済の発展が「福祉国家の矛盾」をいっそう発展させ、就労と家族を不安定化させることによって「福祉国家」自らの土台を掘り崩している。世界の「福祉国家」であれ日本であれ、社会保障のあり方が問われているのは、こういう意味として捉えられるのである。」(同上)

5 BIの今後

1「BIのある社会」と資本主義

長い歴史的パースペクティブでBI構想を位置づけてみると見えてくること

BIは万能ではない。

「BIのある社会」でも社会サービスの重要性は変わることはない。

資本と労働との対抗関係は、「BIのある社会」で「より人間的に」闘われる。

「先に説明したように、BI自体は生産手段の再所有化を求める社会主義的な構想ではない。BIは資本主義とも親和的であり、資本主義の枠内で機能しうる性格を有している。資本主義発展が福祉国家を要求したように、福祉国家の機能不全を通じて、資本主義の今日的発展はBIの導入を必要としている。いわばBIは資本主義の「延命措置」ともいえよう。したがって、かつて福祉国家を資本主義の延命措置として否定したようにBIを否定する見解も存在しうる。しかしながら、BI導入は労働者の状態の悪化、長労働時間と貧困にあえぐ日本社会を救いだし、機能不全に陥っている社会保障に代わって人間の生活を支える新たな社会的システムとして機能しうる。ということは、資本と労働の対抗関係は、一つステージが上がった状況で「より人間的」に闘われることを意味している。

BI構想をめぐっては、BIが導入されれば万事が上手くいくという過剰な期待が寄せられることがある。そうした理解は間違っている。BI導入とともに社会サービスの充実は手を携えて進めなくてはならない。最低賃金の大幅な引き上げはBIの完全導入時には不要になるとはいえ今日時点では必要な社会的要求である。同一価値労働同一賃金、生活困窮者支援、生活保護の改良など社会的要求として求めなくてはならない。「BIのある社会」でも続く資本と労働の対抗関係の前哨戦としても。」(拙稿「人間発達の経済学」と私の経済学遍歴』『福祉社会研究』第18号、2018年3月)

BIの及ぶ影響の範囲は社会保障分野にとどまらない。

稼ぎ手としての男性労働者が専業主婦としての女性や子ども、高齢者を家族内で扶養する「男性稼ぎ手モデル」の限界、雇用の安定と生活賃金保障が崩れてきている労働の変容、地球環境にやさしい働き方や生活スタイルの希求、賃労働に対し第一義的に優先度を与える価値基準の修正要求などに多様に応える社会構想

資本主義とBIの関係

マルクスの労働時間短縮についての見解と相通じる

資本主義発展は労働者の疲弊化を通じて労働時間の短縮を
不可避免的に要求

労働時間短縮のもとで資本と労働の対抗関係が「より人間的
に」闘われる

そして、労働時間短縮があらゆる社会進歩の根本条件

労働時間短縮が大資本による中小資本収奪の手段になりうること

また、労働時間短縮が資本主義発展により要求されるからといって、
「日々脅威をもってふくれあがる労働運動」が労働時間短縮を現実
のものとすることも見据えたうえでの判断

今日のBI要求が新自由主義者や経営者サイドから登場しているからといって怯むことなく
社会サービスの充実を目指す社会的要求をBI実現とともに要求しなければならない。

「BIのある社会」でも続く資本と労働の対抗関係の前哨戦なのだから……

2 日本におけるBIに至る道

一挙にBI実現には至らないのではないか

3つの方向からの接近

「ベーシック・インカムのある社会へ向けて」図の上段真ん中

① 高齢者版BI

全額税方式による基礎年金

② 子ども版BI

「子ども手当」の再現

(「子どもの貧困」対策、少子化対策)

or「若者基礎年金」「後期子ども」期への対応の社会化

③ 勤労世代におけるBIへの道

a 給付付き税額控除

子育て世帯 少子化対策

勤労世帯 ワーキングプア

b 「参加所得」的所得保障

介護等福祉従事者への所得保障

地域おこし協力隊

「中山間地域等直接支払い制度」

いずれも、現行諸制度の改良

現行諸制度でも実現している

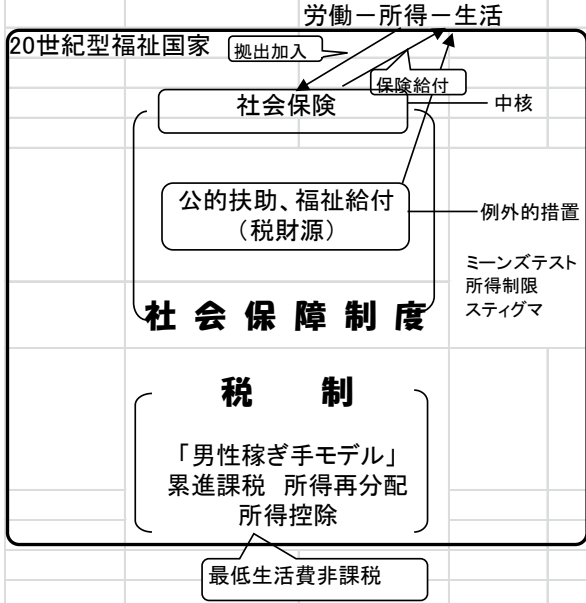
事実の強制として手を打たざるをえない

資本主義の生活原理

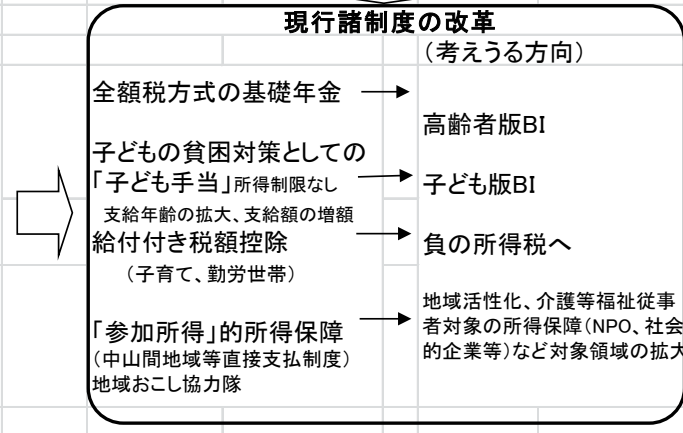
労働－所得－生活 が機能し得ないことを示す

→BIに向かう ある時点でBIに統合

資本主義における生活原理 「自助」



「自助」のほころび、揺らぎ



ティトマス「福祉の社会的分割」論 3つのルートによる「福祉」供給
国家福祉(福祉給付)、財政福祉(所得控除)、企業福祉

